資料５－３

県内の水道検針・請求状況

上下水道料金課　令和８年９月18日（金）

市町名	検針	請求	基本水量	基本料金（請求箇月）	使用料金（1箇月28㎥）	使用料金（2箇月56㎥）	漏水減額対象期間（漏水量の2分の1）	備　考
東近江市	1箇月	1箇月	10㎥	1,720円	4,830円	9,660円	漏水修理後、4箇月	（愛東・湖東地区以外）
愛知郡水道事務所	1箇月	1箇月	10㎥	1,620円	3,870円	7,740円	漏水修理後、1年のうち漏水量の多い1箇月	（愛東・湖東地区、愛荘町）
大津市	2箇月	1箇月	0㎥	1,111円	4,056円	8,112円	漏水修理後、2期分（4箇月）	ガス・電気事業も実施
彦根市	2箇月	2箇月	20㎥	2,200円	3,674円	7,348円	漏水修理後、2期分（4箇月）	一部個別で事業者1箇月請求
長浜水道企業団	2箇月	2箇月	20㎥	2,514円	4,267円	8,534円	漏水修理後、1期分（2箇月）	長浜市（旧長浜市、旧虎姫町） 米原市（旧近江町） その他の長浜市は地区により料金が異なる 上水、下水交互に請求
米原市	2箇月	1箇月	0㎥	660円	4,716円	9,432円	漏水修理後、1期分（2箇月）	米原市（旧近江町以外）
近江八幡市	2箇月	2箇月	20㎥	2,662円	4,420円	8,839円	漏水修理後、1期分（2箇月）	沖島以外
	1箇月	1箇月	10㎥	1,331円	4,419円	8,838円		沖島分
草津市	2箇月	2箇月	20㎥	1,999円	3,376円	6,751円	漏水修理後、2期分（4箇月）	地区割
守山市	2箇月	2箇月	0㎥	570円	3,535円	7,070円	漏水修理後、2期分（4箇月）	
栗東市	2箇月	2箇月	20㎥	2,503円	4,136円	8,272円	漏水修理後、1期分（2箇月）	
甲賀市	2箇月	2箇月	20㎥	2,838円	4,961円	9,922円	漏水修理後、1年のうち漏水量の多い1期分（2箇月）	上水、下水交互に請求
野洲市	2箇月	2箇月	0㎥	924円	3,650円	7,299円	漏水修理後、2期分（4箇月）	
湖南市	2箇月	2箇月	0㎥	1,980円	4,517円	9,033円	漏水修理後、2期分（4箇月）	
高島市	2箇月	2箇月	10㎥	1,540円	3,550円	7,100円	漏水修理後、2期分（4箇月）	
日野町	2箇月	2箇月	10㎥	2,750円	5,485円	10,970円	漏水修理後、1期分（2箇月）	
竜王町	2箇月	1箇月	20㎥	3,190円	4,422円	8,844円	漏水修理後、1箇月	
豊郷町	1箇月	1箇月	10㎥	1,540円	4,114円	8,228円	漏水修理後、3箇月	
甲良町	1箇月	1箇月	10㎥	1,650円	4,620円	9,240円	漏水修理後、3箇月	
多賀町	1箇月	1箇月	0㎥	440円	4,730円	9,460円	漏水修理後、6箇月	

＊　口径13㎜　税込　　使用料金は４人家族（認定水量１人７㎥）を想定